

2022年1月18日 第1回意見交換会(オンライン開催)

<出席者>

- ・厚生労働省医師局室長補佐 1名(室長はコロナ対応のため欠席)
- ・日本医療機能評価機構 2名(鈴木理事は欠席→理由不明)
 - ※日本医療機能評価機構(以下「機構」)の担当者は画面には映らなかった。
- ・産科医療補償制度を考える親の会 代表中西、副代表八幡、他約12名

<発言記録>

親の会

皆さんの自己紹介、立ち位置をお願いします。

厚生労働省医師局室長補佐(以下、「厚労省」)
厚生省でこの制度全般の担当、決定などの責任者です。

日本医療機能評価機構の出席者(以下兩名とも、「機構」)
本制度の運営部部長と課長です。

親の会

この制度の運営、関わり方でどこがどう運営していて、余剰金の使途をどのように決めているのかを知りたいので、立ち位置を教えてください。

機構はあくまで運営しているだけということよろしいでしょうか？

機構担当者

はい。

親の会

要望書に対して、提出から1ヶ月経ちましたので厚労省と機構から回答をいただきたい。

厚労省

佐藤副大臣から意見交換を行うようにご指示があり、産科医療補償制度を考える親の会の方と、所轄する厚生省と運営部の機構と意見交換の場を設けました。要望書では補償対象外となった児の生活実態や要望に耳を傾けるようにとのことでしたので、今回はご意見をお伺いし、それを踏まえて検討させていただきますので現時点では回答を差し控えます。

親の会

回答はまだ出ないと捉えたらいいですか？

厚労省

まずは声をきちんと聞かせていただいてから回答させていただければと思います。

親の会

具体的な進捗状況はどうですか？誰かと既に議論がなされたかとか。

厚労省

元々いらっしやった時点で検討はさせていただいているのですが、要望書の中では声を聞いてからというお話でしたので、それを踏まえた上でのご回答になるのかなということです。

親の会

声はもう既に上げている。すぐ解決できる話ではないので、今後どう展開していくのか見えたら嬉しい。

厚労省

これまでに聞かせていただいていることが全てであるか現時点では分かりかねますので、まずはある程度お話を伺ってから回答させていただくのがよろしいのかなと。

親の会

ある程度というのはどの程度必要なんでしょうか。

厚労省

どの程度というのはご回答させていただける程度の内容。我々としては要望書と副大臣のところに来られてお話をされたことしか存じ上げておりませんので、他にも何か色々あるのかなと思ひまして。その辺はお話を伺ってやりとりしていく中で変わっていくのかもしれないと思ひまして。

親の会

厚生省や機構の方が検討するために欲している情報を明確にさせていただかないと時間ばかり経ってしまいます。今の話だと要望書に目を通していないような印象ですが。

厚労省

要望書は見ておりますが、要望書に「補償や原因分析について話を聞いてほしい」ということでしたので、まずはそれをしなければと思ひまして。

親の会

把握されていると思ひますが、記事やニュース、一般紙や他の媒体でも私たちの要望は語っていますし、聞くことに時間を使う必要はないかと。

親の会

私達は個別対象外の補償と原因分析の要望をしているのですが、それを繰り返し意見交換会で言い続ける、ということですか。

厚労省

他にも何かあるのかな、と。我々に伝えたいことを全てお話いただいてからでないかと回答できません。

親の会

機構が持っている補償対象外児のデータから抽出すれば対象児と同じような経済的負担がかかっていることはわかると思ひます。それは労力がかかるからと機構の鈴木理事に断られました。労力がかかるからしませんというのは違うのではないのでしょうか。

2020年の改定では、機構が動き出して変わったと議事録で把握しています。今回も同様のことを機構と厚労省と一緒にできないのでしょうか。

厚労省

補償対象外児のデータでどのくらい大変かわかるんじゃないですか。

親の会

私達も声を上げていきますし、必要な情報は提示していきます。共にやっていただきたい。鈴木理事には断られました。今回お時間いただいたのは、副大臣に言われて仕方なくやっているのでしょうか。それとも前向きにご検討いただく姿勢でいらっしゃるのでしょうか。

厚労省

あくまで声を聞いてくれというお話をこちらは聞いておりました。

親の会

私達の子どもの状況がありますよね。その結果、補償対象にしてくださいという要望ではないですか。

厚労省

結論を出すには我々の聞いてない他の情報があるのではないかと思います。

親の会

ご質問はありますか。知りたいことがあればお答えします。

厚労省

意見交換をする場を設けるとはどういう主旨だったんですか。要望事項1と2を前提として声を聞いてほしいということですよ。

親の会

そうですね。1、2のための意見交換。浮島議員、佐藤副大臣にお願いしてここまで来ましたが、ここまで来るのも個人では無力でした。だから政治家に相談をして3が叶えられたということです。ようやく話し合いができるスタートラインに立てたと思っています。制度だから仕方がないというのはそちらの意見ですが、やはり納得がいけないんですよ。私達も障害児を抱えたことによって我慢してきたことはたくさんありました。この経済的負担に関しては不平等・不公平がすぎると思います。補償対象外児に対する議論が一切されなかった。2015年度の改定時も2022年撤廃時も。

厚労省

機構の方で補償、補償対象外を判定する資料は基本的に診療関係の資料です。その生活状況を把握するっていうのは。

親の会

指針として重度障害児の経済的負担と謳われているのであれば生活状況も把握すべきですし、制度開始時に重度脳性麻痺児の生活実態を調査されていましたよね。それをないがしろにされている。その被害者は私達。2015年当時も議論されなかった理由は？今の制度では対象になる私達の子どもの議論をしなかったじゃないですか。新制度を作るなり、遡及することを考えなかったじゃないですか。なぜそこに考えが及ばなかったのか。議事録を読む限り、厚労省は許可を出しているだけの感覚で、決めるのが機構や運営委員。

厚労省

基本的には枠組みは厚労省が決めて、運営は機構です。元々はこの制度は産科医を守るため、分娩に関わる医療事故によって脳性麻痺児を補償する制度であって、仰るような脳性麻痺児の世話が大変だというのは福祉の枠組みで考えられる。特

児や福祉手当でまかなえているものと思っている。医政局は産科の医療提供体制を確保するため、所管している。福祉については障害保険福祉が所管しているので障害者全般についてはそこで対応している。

近い状況にもあるにもかかわらず対象と対象外になるのが不公平に見えるというのはわからなくもないんですが、厚労省としては障害児全般を見た時に、分娩に関わる脳性麻痺児になった方だけは特別に補償するという事です。その認定の仕方について仰られているということですよ。

親の会

基準がおかしくて対象外にされていることについてどう説明しますか。

厚労省

おかしいというのはどうかですよ。当時の医学的知見を元に基準を決めていて、それについてその専門家の先生方で議論して認定されているので別におかしくはない。今回見直したのも2009年から蓄積された実績を元に検討した結果。

親の会

それは当時の知見、医学的水準で行われた医療を検証したらって意味ですよ。

厚労省

2022年1月からこうあるべきって意味です。

親の会

私達はそうは捉えられなくて、当時のって言ったり、当時は関係ないって言ったり、矛盾があります。私たちは剰余金にフォーカスしていきたいと思っています。

厚労省

剰余金については後年度の保険料に充てることになり、2040年度にはなくなります。他のことに使ってしまうと保険金の値上げになってしまう。

親の会

2040年に枯渇したらまた掛金を増やすんですか？

厚労省

剰余金が溜まっていなければそうなります。脳性麻痺児の発生率も変わるでしょうし、その時になってみないとわかりません。

親の会

脳性麻痺児の発症率は制度が始まる前からずっと同じくらいの水準ですが、それについてはどうですか。

制度開始時に剰余金の使途が明確ではない。当初の予定より脳性麻痺児が少なくて剰余金が発生した。未来の児に補填するというのは流動的に後から決まった。議事録を読むと2015年度改定時に未来の児に使うと決められた。どういった経緯で、なぜそうなったのかを知りたい。遡及について議論はされていなかった。

厚労省

遡及の議論は出たことはなくて、一人当たりの支給を減らして範囲を増やすべきだという議論は出たんですが。推測ですが、この仕組みがこういう補償対象の方に分娩に関わる事故があったら

補償するのでこの基準に応じた掛金を分娩期間から集めて、補償に充てるというものであって、事前に決まっている対象に対してお金を集めて補償するというのであれば遡るっていうのがなかったのかもしれないです。これをあまり言うと、2009年以前の方は救われないこともあります。

親の会

少なくとも私たちは掛金は掛けています。

厚労省

2009年以降はそうですね。保険料についても産科でどんどん減ってきています。制度上工夫して掛金をできるだけ少なくしていくという方向になっています。

親の会

明確にお答えいただきたい。今お答えが難しければ次回の意見交換会の時でもいいです。

厚労省

遡及の議論が出なかった理由ですか。

親の会

はい。2015年改定時に議論が出なかった理由と、どういった経緯で未来の児に使うことになったのか。

厚労省

現時点で把握しておらず、次回にお答えしますが、議論が出なかった理由の回答は難しいです。出なければなかったということになりますので。

親の会

機構から、28週以上を対象にしてはどうかと2013年頃の議事資料で挙げていましたが、それはどうして無視されているのですか。

厚労省

それは関係者側と議論した結果、ないということになった。

親の会

そもそも、議論はされたんですか。

厚労省

されている。

親の会

誰がどう言って、というのは提示してもらえるんですか。

厚労省

誰がどう言ったかまでは、公開されている範囲であればいいかと思えます。公開できないようなものもあるかもしれないので、確認します。

親の会

それはその当時の医学的水準、どうなんですか。

厚労省

そういうことだと思います。

親の会

既にその議論があってもいいということでそういう風に拳がっている。

厚労省

28週以上全て一般審査にするのは時期尚早だと。根拠が今のところはない。

親の会

根拠があればできたってことですよね。

厚労省

はい。それはそうです。

親の会

で、根拠が出たんですよね。

厚労省

はい、今回で根拠が出た。

親の会

それだったら、少なくともその時点では遡及できますよね。医学的知見からすると。

厚労省

それを2022年1月から適応すると決めたということです。

親の会

それはそっちの言い訳じゃないですか。

厚労省

そう仰られるのはわかるんですけど。周知期間とかも必要ですので、いきなり今日決まったから、明日からというわけにはいきません。

親の会

剰余金は当時は1000億円くらいありましたよね。

厚労省

周知です。対象の範囲が変わることについて、妊産婦さんにもご承知いただかないと登録できませんし。

親の会

妊産婦が了承したらいいということですか。私たちが、じゃあお願いしますって言ったらよかったということですか。

厚労省

そういうことじゃなくて。分娩機関にも、この時からこう変わるのでここで登録してください、とかいう話をしなければいけません。見直して明日から変えるというのは無理です。

親の会

2022年1月からの改定って従来の基準から補償範囲を広げますということで、医療機関にとっても妊産婦にとっても、マイナスなことではないのに、周知ってそんなに必要ですか。

手続きや、根本的に制度自体変わってしまうという話であれば、当然準備や周知期間は必要だとは思いますが。でも単純により多くの人を助けるという方向なので、早い段階で周知云々という時間は必要なかったのでは。

厚労省

それはいつに定めても同じじゃないですか。2021年1月1日から仮にするとしても。12月31日の人は。

親の会

すぐに変えてあげる方がより多くの方が救えるんじゃないかと思うんですけど。

厚労省

そうですね。あまり細かい話を申し上げても仕方がないのかもしれませんが、先程申し上げたように分娩機関との契約のような形をとっているので、分娩機関との間で何年に生まれる児からはこの約款でやりますと決めないといけません。それに一定の時間がかかります。

親の会

実際どれくらいかかったのですか。全医療機関に完全に周知して理解させる。産科医療補償制度自体を理解していない医療機関が多々あるという事実もあるので。

厚労省

1年です。それが最短の期間だと思います。前回の改訂ではもう少し長かったと思います。

親の会

当事者の私たちからしたら、周知されてるとは到底思えません。「周知した」「周知に時間がかかる」と仰っていますが、余談ですが、ドクターに「君は通らないよ」と診断書を書いてもらえない子も多くいます。厚労省は把握されていないでしょうが。

厚労省

確かに現場は把握していないですね。

親の会

杜撰というか曖昧な制度だというのが私たちの捉え方です。同じ状態でも、くじ引きみたいで、当たればいいし、外れるかもしれないみたいな。約款云々はわかるんですが、ドクターによって本来通る人が通らなかつたり申請すら出せないことも現実として起こっています。全然周知されていない実情もあります。

厚労省

見直すことも、もちろん周知しています。たしかに、それが本当ならば問題です。

親の会

そういったこともあるから私たちはこの制度に対して信頼を置いていないので、この個別審査の問題も同様という捉え方です。医療機関には周知をしても、それを妊産婦に周知しているとは限らないんです。

厚労省

分娩機関から必ず説明していただくということにはなっています。

親の会

ですが、説明されていないという家族がとても多く、それはどう思いますか。これは機構の問題ですが。私たち親の会に、「これは通るんですか？出すべきですか？」「医者に断られました。どうしましょう」という問い合わせが来ます。

個別審査の結果について、これだけおかしいという声が上がっている状況を踏まえていただきたい。障害児家庭は実際ほんとに環境がひどいんですよ。特児も母親が働きに出られない代わりに5万円、2級なら3万円で、まあ言ったら我慢して介護しろということなんですよ。でも5万円で生活できないじゃないですか。そういった経済状況の人たちが多くいる一方で、医師のミスで脳性麻痺児になった可能性のある人は3000万円の補償はしてもらえますよね。

でもそれが医学的におかしい基準で審査してもらえず、対象外になっている実態はどう捉えますか？医師に責任はありませんと言えたら国はそれでいいという考えですか。

厚労省

本当に過失があって脳性麻痺になったのなら、最終的には訴訟していただくことになる。

親の会

それを脳性麻痺児の親全員にしなさいって言ってるんですか、対象外になった人たちにも。

厚労省

そうとは言ってませんが、その過失がある前提であればそうなるという話です。明らかに病院に過失があって、そのせいで脳性麻痺を発症したのであれば、元々その産科医療補償制度もそういった方には対象で1回3000万は払いますが後で返してもらうことになっています。

親の会

それはそのお金があるから裁判できるということですよ。月5万円の手当てで働きにも行けず生活しながら裁判費用が捻出できると思いますか。

厚労省

それぞれの事情があるでしょうから一概には言えませんが、その3000万円が訴訟費用になるのであれば、そんな仕組みは医療界から賛成が得られないと思いますけどね。

親の会

それって課題になってませんか。一時金600万円で裁判を起こされてるということが度々問題になっていると記事で見ました。

厚労省

ごく一部の方だと。産科では訴訟件数は統計的に見ても減っております。訴訟の防止という点では効果があったと思っています。

親の会

重度の脳性麻痺児を抱えて生活しながらの裁判はお金もかかりますし、労力や時間的余裕もありません。裁判できないから3000万円ほしいと言ってるわけではありませんが。機構の方は窓口

なので脳性麻痺児の生活の実態は把握されてると思いますが、〇〇さんはご存じないですよね？

厚労省

大変だろうなとは思いますが。

親の会

今の話だと、生活実態を言われても私たち困りますということですよ。

厚労省

そういうわけではないです。3000万円お支払いすることで、生活の助けになるという点があることはもちろん否定しません。

親の会

私たちは厚生労働省・機構から協力してほしいんです。この制度は、法整備が必要なものではないので、こういった声が上がってこなかったから現状のように決められただけで、今こういう声を受けて議論して、遡求が無理なら新制度を作って、医政局・保健局も含め他の関係者ともご協力いただいて。私たちも当事者として動きますし、政治家の方やメディアの方も巻き込んで、障害児の家庭が困窮から救われるように共に動いてほしい。厚労省にも重度脳性麻痺児を抱えているお母さん方のお話を聞いていただきたいと思います。

親の会会員A

うちは個別審査ではじかれた脳性麻痺児、身障者手帳手帳1級の子どもがおります。兄弟も含め3人の子どもがいます。実際何が困窮しているかという、今は10歳なので養護学校に入ってますが、学校に入るまではずっと母子一緒に療育を受ける毎日でした。リハビリや通院に時間を取られて就労が難しいのと、低学年の頃は入院することも多くて、入院の付き添いや兄弟のことの夫婦での分担が大変でした。今も食事も座って食べられず抱っこで機嫌をとりつつ食べている状況です。福祉車両の購入や、パートに出て月10万円稼ぐというのは無理で、理解のある、いつでも休んでいいと言ってもらえる会社で少しだけ働かせてもらっています。主人の休みに働くということもしましたが、無理がありました。母親は24時間子どもをみていて精神的なストレスも抱えがちだと思います。考え方の違いで主人と揉めて別に暮らすようになり、一層厳しい状況です。先程仰っていた福祉の手当で5万円という金額では不十分です。うちの子も低酸素で脳性麻痺になったと医師から説明を受けましたが、お医者さんを守る制度でもありながら、やっぱり脳性麻痺児すべてを救う制度でもあってほしいと思います。

親の会会員B

2014年度、一番個別審査の厳しいときの申請者です。私の子どもは一卵性双生児です。双胎間輸血症候群(TTTS)を発症しています。1人は脳性麻痺、1人は知的障害です。寝たきりで首すわりなし、意志疎通なし、胃ろう、てんかん、筋緊張、側弯、大腿骨脱臼で手術・入退院を繰り返しています。週数は足りていましたが体重が足りず個別審査でした。あと4か月遅く生まれていたら、15年度の基準に該当していたのにと、すごく涙しました。また、22年度の申請が驚くほど緩い改正で怒りを感じます。私は2回も悔しさを味わってますね。あと、不服申し立てして意味あったのかな？と思います。クレームをここで集めて終わらせる場所かなって思います。2009～2014年で不服申し立てで通った人は1人じゃなかったですかね。意味のなかった基準で泣き寝入りしている感覚です。一卵性の双子ってハイリスク出産なんですよ。羊水の偏りで脳性麻痺になるんです。臍帯血ph値は関係ないんですよ。はじめからわかってたじゃないですか、機構さん。発症したら絶対TTTSは脳性麻痺になるんですよ。薄い紙切れ一枚で終わらせるなんてひどいですよ。私たちの資料を使って、未来のこどもが大事で、その剰余金、その子たちにあげるんですか。不

当に対象外にされた人のことをなんで誰も言ってくれないんですか。うちは普通のサラリーマンです。家を少しリフォームしました。福祉車両も買いました。お風呂やスロープと、他にもリフォームしないといけないところがたくさんあります。寝たきりだった私の母に、寝たきりだとわかった孫に死ねばよかったのにねと言われましたよ。娘がかわいいからだと思いますけど。でもきっと私も70を超えて生活がきつくなったり体力が落ちたとき言うと思います、ああ死んだほうがよかったかなって子どもも。子どもが大きくなるのが怖いってわかりますか？介護するのに体力もお金も必要なんです。子どもを含め、対象になった人たちと同様に扱ってほしいです。お金はあげられないけど、原因究明だけしましょうとか絶対そんなの嫌です。原因わかってますもん、私TTTSって。そんなのいらないです。原因究明だけなんてやめてください。それもしてくれるかわかりませんけど。ほんとにみなさんの意見を拾ってください。救ってくださいよ。

親の会

これだけ約500人もの親が障害児を抱えて大変な思いをしてるのにそれでも「制度だから」で押し切るっていうのは、国に見捨てられたって言わざるを得ないです。先程の話にもあったように双子はハイリスクです。「制度だから」と言うならちゃんと考えられた制度でないと私たちは納得できない。一例ですけど双子と単胎児ではリスクも違うし、週数とか体重で審査するのでは、やっぱり双子って小さいわけですよ。彼女は双子で通らなかった。単胎なら通ってたかも知れない。そういうことも考慮できていない制度で「制度ですから」って言われても納得できないですよ。そこまでして押し切らないといけないのでしょうか。各所で報道していただいたのでこれからも活動を続けて色々なメディアや議員さんを巻き込んでいこうと思っていますが、厚労省にも協力してほしいと思っています。実際今日一部ですがお話しさせていただきました。重度脳性麻痺児が置かれている環境はこれからもお伝えしていきます。

親の会

私も異議申し立てしたときに機構の方に何度説明を求めても、この制度はグレーなんですっていうのを明言されています。グレーの制度って何なのかなと思って。確立してない制度ってやっちゃいけないんじゃないのかなと思って。大事な医者様を守るための制度だって言われれば、障害児は一切補償しませんって言われればそれまでですが、正直私たち当事者からすれば、妊産婦、障害児家族を救う制度だと思って掛金を支払ったわけですし、突き詰めるほどグレーな部分が見えてきて、何のための制度かなって思います。医者を守る制度なら、医者が自分たちで掛金掛ければっていう話で、妊産婦、健康保険が再支給出してるところがあるかも知れないですけど、そういう妊産婦に負担させて積み立てする制度自体がおかしな話かなとも思います。自分も上の子たちは健常児なので、障害児を持って初めてわかる親の気持ちっていうのは当然あって、こうやって障害児を抱えてる親とzoomですけど面と向かって生の話を聞いていただくことで人として何か気持ちを持っていただければと思います。

親の会

そのためには何が必要なのかというのを、厚労省・機構の方に聞きたいです。世論なのか当事者の数なのか。産婦人科の会長が制度創設に尽力されて、見切り発車で進められたと思うんですね、2009年のときに。産婦人科医を守るという目的で進めてきたからこそ不平等・不公平が生まれてきて、それは予測されたことだと議事録に書いてありましたよね。2007年の小児科学会の声明にもそういう風にかかれてますよね。脳性麻痺は週数によって出るわけではないし、そこまで数の多い疾患でもないですし、そこまでがんじがらめにしないといけなかったのかと当事者としては腑に落ちない。医学的根拠がなかったというのは明らかな事実で、「そういう制度だから仕方がない。」では私たちは納得できないし、それは厚労省の責任でもあると思うんですよ。こういった形でスタートさせたから不平等・不公平が予測できてたにもかかわらず、実際起きてしまっていて、議論もされない。

運営委員に患者側の代表として勝村さんと山口さん、豊田さんが入っていますが、患者側にもかかわらず、一切そういった議論を提示しなかった、「遡及すべき補償対象外になった人はどうするんですか、絶対声が上がりますよ」と誰も言わなかった。誰も私たちの味方じゃないじゃないですか。そんな人たちが決めてるものには納得できない。その辺りもご回答いただきたい。勝村さんも豊田さんもお子さんを亡くされたと知ってますが、ずっと生活負担をしている家庭ではないです。その辺はどういう風にお考えなんですか。私たちの声が代弁されているとは言い難いですよね。

議論された結果、厳しいと判断したという私たち当事者が読んでも納得できる経緯ならここまで声を上げないですが、とてつもなくおかしいから声を上げて厚生労働省まで出向いて。あと、機構の窓口の方の、発言がひどかったです。審査委員長の大野さんが「対象外になった家庭に対しても納得できないだろうからもっと丁寧に対応すべきだ」と言っていたにもかかわらず、機構の窓口は真逆なことをしています。

親の会

1月15日の記事に書いてあるんですが、要望書提出の際に「お気の毒」って言われてるんですよね。機構のどなたがお気の毒って発言されたのですか？

機構

お話を聞いている中でその気持ちについてはもちろん私も職業としてはそういった色々な調査の結果や、さまざまな看護・介護に関する調査などを通して看護・介護でこういった状況に置かれているのか、例えば特にお母さまの心理的なご負担や就労できない状況については把握しております、そういった状況について、お気の毒な状況に置かれているということはお察ししますというお話だったと記憶しております。

親の会

それはあなたがおっしゃったってということですかね。

機構

はい、私が今置かれている状況についてどう思われるのかという風にお伺いをして、機構で私も調査をしている、もちろん経験したことはもちろんございませんので甚だわかります、とは申し上げることはできないと思っており、ただこの運営を任されている立場としてできる範囲のことをさせていただいており、先程厚生労働省も知らないというようなことを言いましたけれど調査とか報告してまして運営上携わっているメンバーはこういった状況を把握しながら実務に即して、しっかり運営させていただいてるというスタンスです。

親の会

なるほど。お気の毒という言葉が機構の方の常套句だとよくわかりました。窓口の方にもさんざん発せられたんで。正直小ばかにしてるようにしか聞こえないところがあります。

機構

その私の言葉でご心障されたのであれば申し訳ないんですが、私の気持ちとしてはこういった状況に置かれているということについて把握してるのかというような話をいただいたものから、お気持ちはお察しいたしますけれども、そのお気の毒だなというお気持ちはそういう意味でお伝えをさせていただくのには到底私がすべてをわかってますとは言えませんという趣旨で申し上げましたので、真意が伝わらなかったのであれば申し訳ないと思います。

親の会

それを踏まえた上で、機構が私たちと一緒に制度をより良くしようとか、賛同してくれるというのはいかがですか？厚労省が率先してやってくれれば機構は動くわけですから。

機構

私どもは、本制度は、産科医療提供体制、産科医に対する紛争防止の早期解決、こういった仕組みと理解している。創設来、出来るだけ多くの脳性麻痺のお子さんを補償できないかと、日々運営している。そういう意味では、全部は補償できないとスタートした制度です。ただ、我々機構は出来るだけこの制度で補償対象になってほしいと全職員働いている。例えば審査についても、中には審査に1時間かかるケースもある。これは、医学的観点でどうにか補償対象にならないか、こういう積み重ねを審査の過程でも行っている。

親の会

異議審査で、「TTTSだが、出生時は普通に生まれてきた、もしかしたら分娩にまつわるところで、低酸素になった可能性がある」というドクターの意見書をつけても対象外になった。救っていると言えるのか。

機構

いずれにしても審査委員会、異議審査でも、そもそも補償対象外にしようと思って審査している人は一人もいない。何とか補償できないのか、これは制度の見直しも同様です。

親の会

そういう考え方をお持ちなのであれば、一緒にやってくれたらいい。制度だからこそできますよね、法律じゃないから。制度の改定や新制度の設立はしてもらえないのか。一筋縄ではいかなのは重々承知していますが、持ち帰って一緒に制度改革をする検討をしていただきたい。

機構

運営を委託されている立場なので、この場で答えるのは出来ない。

親の会

みなさんの一存でできないと思いますが、持ち帰って検討してくれるということで、良いですか？

機構

先程お伝えした通り、対象外を選択するために審査しているわけではない。出来るだけ多くの方を、現時点の制度の中でどうできるか、間違いなくこの運用をしていることを改めてご理解いただきたい。

親の会

それはわかっているが、その制度を変えたいので一緒に検討してもらえないか。

機構

あくまでもそれは、現状の制度の中でということで、やっている。

親の会

制度の改定については、機構は提案しないということですか？

機構

現時点ではお伝えはできない。機構はあくまでも運営主体として考えている。

親の会

あくまで運営主体ということは、逃げの言葉に聞こえている。運営委員会は、どんな位置でやっているのですか？

機構

あくまでも、この制度は健康保険法の施行令でされていることかと思う。その法律に沿って、厚労省から委託されている以上、あくまでも民間組織、範囲に沿っての運営上の課題について、運営委員会の中で審議している位置付け。

親の会

意思決定が誰か知りたい。議事録で読んだ限り、余剰金の使途は流動的に決められるという理解でいいですか？2009年時点で未来の児に使うと決められてなかったのによいのですか？

機構

意思決定は、究極的には厚生労働省ということになります。

親の会

そうですね。剰余金の使い道がスタート時は決まっていなかったことを改めて確認したい。

機構

そうですね。

親の会

今回の改定は、機構が動いて改定が決まった。運営を任されているだけですと仰いましたが、おかしいですよね。勝手に制度改定のために動いていいのかわかりません。

機構

厚労省から今回の課題が、ここにあるということで検討の依頼がきた。

親の会

それは上げたのは運営委員会ですよね。運営上の課題について上げたのが機構側ですよね。

機構

そうです。運営上の課題ですが、もちろん議論する立場にはないのですが、もちろん厚労省から通達を受けて審議をしたという流れです。

親の会

そういう考え方では、本件も一つの運営上の課題になるのでは？課題だから、厚労省へ上げ、検討すべきです。もう一度、見直し検討会はしてもらえないのか。

機構

今回の事実関係で言えば、見直し検討会を行うために機構から話があったが、遡及の話はされていない。

親の会

これからしてもらえないのか。そもそも妊産婦の助け合いで成り立っていて、その掛け金を下げる、補填するみたいになってますが、自分の子供が健常に生まれたら、脳性麻痺のある子に渡してくださいと皆言いますよ。妊産婦が3万円、健康保険料から出るわけで、勝手に下げる、現状維持させて、もしくは復活させるのであれば、どうせ枯渇するのが見えてるわけじゃないですか。出

産育児一時金は、据え置きのまま掛け金だけ下げて、妊婦が得をするようにして少子化対策としているように見えます。

出産育児一時金に上げるという話もある。私たちの遑及に充てる方法もあるじゃないですか。こういう議論がされていないことが納得できない。

ちなみに、剰余金の制度の改定・使用のスキームについては、機構が課題としているのは、厚労省が議論しろと判断して、機構に落として、最終決定をするという認識でよいのか。制度改定か新制度の設立を仮にした場合、機構で課題をまとめて厚労省に上げます、厚労省で検討して、検討しなさいということを落とします、機構でこういうことを委員で判断しました、それを厚労省側でゴーサインを出して実施するという流れでよいのか。

機構

今回の見直しはそういった形で行われていて、機構で課題をまとめるのはなくてもいいかもしれない。

親の会

あなた方が、課題だということを機構に落とせば、済む話ではないのか。どちらからでもいいんです、共ににやっていたらいいんですけど。原因分析の話もしたいが、剰余金の話もしたい。改めて明確にしておきたいのが、剰余金に関して、未来の児に使いましようとなった背景は、誰が、どの時点で決めたのか、決定権はどこにあるのか。医政局なのか運営委員会なのか、社会保険審議会なのか。もしかしたら、保険者があるかもですが。

機構

そちらも宿題とさせていただきます。

親の会

制度開始時には決まっていなかった剰余金の用途の決め方の仕組みを知りたい。東京海上日動火災保険に関してお聞きしたいのですが、剰余金が、機構から掛け金として上がってお金は戻る、5年って保険会社として成り立っていますか？通常の保険としてはお金の流れとしては。

機構

通常の保険とは同じようには作っていない認識です。制度上問題なく、2013年の議論も踏まえて現在も日本国国債をベースに、運用方式については問題はないと認識しています。

親の会

原因分析について話をしたい。原因分析の対象外児について、なぜやらないのか？この前の話し合いの中で、「補償対象外児の中には規約で省かれている、先天性とか、他の要因の人、単純に労力がかかるから」ということも言われた。そもそも、産科医療の質の向上のための制度でもあるのに、労力がかかるという理由だけでやらないのは、疑問に思っている。

機構

今の制度だと、法令で「補償対象とされた方に対して原因分析を行う」となっているので、その通りに伝えている。脳性麻痺児に対して、すべからず原因分析をするという枠組みは我が国には存在しない中で、補償対象になったものだけ原因分析をするという制度です。

親の会

それも課題の一つじゃないですかね。補償対象外500人分、労力がかかるからやらないというスタンスに見えます。した方がいいとは思わないのですか？

機構側

意味のない基準という気持ちは十分わかるが、法令上そう記載されていて、我々は法令を基に行動している。

親の会

法令というのは何ですか。

機構

健康保険法の施行令です。

親の会

今回制度が改正されて、健康保険法も変更されて、規約もなくなりました。対象になった児のみ原因分析をすると政令に書いてあるのか。それは指針に反していないのか、社会的に考えておかしい。

機構

はいそうです。

親の会

それを課題として挙げて変えればいいのか？本日のご出席者にはそこまでの権限はないということですか？

機構

政令ですので、政令を変えるのは閣議の了解を得ないといけない、そこに至るまでに、方々を説得しないとけない。

親の会

誰の許可が必要なのか。

機構

究極的には内閣総理大臣になります。

親の会

私たちがそれに向けて、政治家の方々と協力していくので、原因分析を行ったほうがいいのにしない方向にしたのは、制度として一般社会は納得しないのでは。この法令って、原因分析をするしないの判断に理由があって、対象外となっている子たちは審査するに値しない、人間として存在意義がないということでしょうか。

機構

そういうことではない。元々この仕組みについては、紛争を解決し、再発を防止するという中で、再発防止するものについてのみ、出産育児一時金を増額する仕組みになっている。分娩に関わる、医療事故に関する再発防止を行うために、原因分析を行うという枠組み。

親の会

それは、1日違いでもされないというのは、制度だからですか。

機構

どこで決めてもそうなってしまいますね。

機構

見切り発車の部分があったというのは否めないが。

親の会

そうであれば、議論していきたい。今、親の会の会員各々で各都道府県の議員さんに話をお願いしているが、その必要はなく、制度内で一緒に考えてくれたら済む話なのではと思っています。明日の運営委員会でも課題として挙げてもらいたい。室長代理は、参加するのか？

厚労省

室長代理は参加できない。別の人が参加します。

親の会

勝村さんからも上げてもらうようお願いしてるが、機構、厚労省からも上げてほしい、小児科学会、岡さん、山口さんには親の会の活動を伝えてはいるので、一つの課題として捉えてほしい。運営委員会、社会福祉審議会、医政局なども次の意見交換会に呼んでほしい。

厚労省

明日の運営委員会では、難しい。上司との相談ができない。

親の会

機構の方は？

機構

我々はあくまでも運営主体なので、何もその部分について、どちらがいいかは言えない。

親の会

どちらがいいかではなく、こういう声が上がってますという報告です。

機構

ご要望は承っているのですが、機構では認知済み、それについて何かというのは、あくまでも運営をしていると考えると、何かを申し上げるのはできない立場です。

親の会

声が上がっている、運営部として課題に捉えているということだけ、伝えてほしい。別に、遡及しましょうという話をしてほしいわけではない。報道で親の会が話をしているということが目に留まっていると思うが、通常であれば、問い合わせが来ると思うがどうですか。

機構

そういったことは、把握してない。

親の会

こういう報道があったときに委員の人が聞きにくるのは、よくあるのでは？

機構

我々は企業ではなく、民間組織なので、基本的には諮問委員会という形で開いているので。

親の会

事務局の役割とは？言われたことはやるけど、事務方、委員の方々の仲を取り持つことはしないのですか？

機構

事務局としては、運営委員会というのは、運営上の課題を審議するとなっているので、先程から申し上げている通り、この制度は厚労省の法令で定められている補償対象基準に基づいて安定的に運営をしていく、安定的に円滑に運営していくという我々の立場で事務をやっている。

親の会

質問を変えますね。委員の方から質問があっても答えないという、回答でよろしいですか。

機構

委員はもちろん、委員以外にも様々な回答をさせていただきますし、一般的なコールセンターなどもあります。

親の会

委員の人たちから、私たちのような声が上がっている、どうなっているんだ、という質問があったら、答えるのか、答えないのかを教えてください。

機構

それはお答えする。一般的な質問だと答える。お答えできない質問もあるが。

親の会

明日の運営委員会では答える認識でいいですか？

機構

委員から質問があれば答えます。

親の会

委員の方から、質問をすれば回答してもらえるのか。

機構

委員会ではなくても、こういった会を準備すれば、回答はする。

親の会

議題に挙げるのが難しいのであれば、親の会を委員会に呼んでもらって構わない。

機構

こういった場で、しっかり、意見交換をして回答していきたい。

親の会

機構・厚労省も、親の会と意見交換会が行われて、こんな話が出ましたと報告をしてほしい。運営委員会、機構と厚生労働省、責任・決定権をはっきりしたい。誰がどう決めたらよいか。剰余金については、法律では決まっていない認識でよいか。

機構

そうです。

親の会

官僚のみなさんが動いていった方が早いのか、議員さんからの方が早いのか、どちらも必要とは思いますが、議員さんの声が、私たちの声より強いのかなあ、と悲しいです。私たちが声を上げても、やっぱり議員さんからの声でしか制度は変わらないのか、そういう仕事の仕方なのかと。

親の会

そちらから、次回に向け何か知りたいことや把握したいことはありますか？

機構

今の時点では、何とも言えない。整理して、何かあれば連絡します。

親の会

剰余金の枯渇も考慮して、第2回意見交換会を早めに行いたい。

機構

来月こちらから連絡したい。努力はしますが、室長との調整がありますので。

親の会

検討は、どのメンバーでやるのか。

機構

他のメンバーも一緒にやる。

親の会

2月1週目には何らかの連絡をいただきたい。検討次第のところもあると思うので、出来たら2月、ダメなら3月、残念な答えは聞きたくない。